

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

差止請求訴訟の進捗状況

(株)NTTドコモ	
<p>差止の対象としている条項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 約款変更権の定めに関する条項「X i サービス契約約款」及び「FOMA サービス契約約款」第2条（約款の変更） <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金及びその他の提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>⇒請求書発行に関する料金支払い義務についての約款変更：携帯電話契約の請求書の発行手数料が有料に変更されたことは、約款変更の限界を逸脱している。</p>	<p>2017年1月25日提訴 2018年4月27日控訴 2019年1月30日、上告受理申立理由書を提出しました。</p>
(株)ディー・エヌ・エー	
<p>当該事業者が運営するポータルサイト「モバゲー」のサービス利用契約のうち、下記条項を差止請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4条 携帯電話及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はモバゲー会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。 ➢ 第7条 当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません。 ➢ 第10条 モバゲー会員は、当社の定める有料コンテンツを利用する場合には、当社の定める金額の利用料金を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとします。また、当社は理由の如何にかかわらず、すでに支払われた利用料金を一切返還しません。 ➢ 第12条 本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社の責めに帰すべき事由によりモバゲー会員に損害が生じた場合、当社は1万円を上限として賠償します。 <p>⇒消費者契約法第8条第1項で無効とする内容が含まれており違反</p>	<p>提訴後、第4条・第10条は修正されました。第7条が修正されれば第12条の1万円の賠償対象となるため、現在、第7条の修正について係争中。第5回期日（3/15）は弁論準備手続のため傍聴はできません。</p>
(株)トーソーコンストラクション	
<p>当該事業者が使用する「外壁等塗装契約書」の契約条項のうち、下記条項を差止請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る <p>⇒特定商取引法（以下特商法）上の「未払額の年6%を遅延損害金の上限」に違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回（クーリング・オフ）をすることができるものとする。 <p>⇒特商法上の「書面を受領してから8日以内」に反しており違反</p>	<p>第2回期日（2/26）にて、修正後の外壁等塗装契約書が提出された。内容を精査し、和解に向け協議中です。第3回期日（3/18）は弁論準備手続のため傍聴はできません。</p>

こんな広告ご用心！ ～知っているといないとでは大違い！正しい広告の見方～

2019年2月27日（水）10時より、浦和コミュニティセンター第13集会室にて、田中誠氏（消費者庁 表示対策課）を講師に迎え学習会を開催し、41人が参加しました。

【概要】

消費者庁表示対策課では、景品表示法、健康増進法、食品表示法、医薬品医療機器法などの関係法令の執行体制が一元化されたことにより、虚偽誇大広告・表示等について厳正に対処していることを、実例をもとに説明いただきました。

1. 不当表示規制の抑止力を高める課徴金制度の導入

「とても良いですよ」などと表示しながら、期限までに表示の裏付けとなる合理的根拠の資料の提出がなかった場合など、対象商品・役務の売上額の3%分を納付することとする「課徴金制度」を導入しました（ただし、売上額が5千万円未満の場合は課せられない）。

2. 不実証広告規制の実効性を高めるセカンドオピニオン制度

消費者庁は、当該事業者に対して合理的根拠の資料提出を求めることができます。提出資料が合理的根拠と認められない場合、当該表示は優良誤認とみなされ、行政処分（措置命令）の対象となります。

3. 暗示や間接的な表現等に対する措置、打消し表示に関する実態調査報告

消費者庁の調査（平成29年7月公表）では、広告の体験談を見た人の約40%が「大体の人にその効果がある」と認識し、「個人の感想です」という打消し表示を見たとして「効果がある」という認識に大きな変化はないことがわかりました。

4. 健康被害のおそれのある成分等を含む健康食品への対応

バストUPとスリムUPを同時にかなえるサプリメントは、この商品を摂取するだけで豊胸効果と痩身効果が得られるかのような表示でしたが、合理的な根拠は示されず、さらにその健康食品に配合された「プエラリア・ミリフィカ」を含む健康食品により身体に対する危害事例が多発したとして、注意喚起を実施、食品衛生法を一部改正しました。

5. トクホ・機能性表示食品の表示・広告に対する事後チェック

トクホの広告に「血圧が高めの方に適した食品です」「薬に頼らずに食生活で血圧の対策をしたい、そんな方々をサポートしようと開発」と表示されていました。薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られると誤認させる表示です。「適切な診療の機会を逸するおそれがある」として健康増進法に基づき勧告・公表しました。

6. その他健康食品に対する取締り（アフィリエイト広告、ステルスマーケティング等への対応）

アフィリエイトサイトにおいて、その商品を摂取するだけで容易に著しい痩身効果が得られるかのような表示をしていた例では、広告主に対する措置命令・課徴金納付命令に加えアフィリエイトサイトから公式サイトに移行した場面に「謝罪の社告」を表示するよう措置命令を行ないました。

【参加者の感想より一部抜粋】

- 毎日様々な広告を目にするが、いかに実際のものとは違う商品の広告が多いか、驚いた。
- 法令やその規制内容についても具体的な例を提示していただきわかりやすかった。
- どこに騙されるのかを知ることができたが、弱みがあると付け込まれてしまうと思った。
- 消費者は物事を知る努力をしなければならないですね。
- あまり聞く機会のない話だったので参考になった。
- 消費者庁の仕事の内容がわかってよかった。
- 「国立健康・栄養研究所 素材情報データベース」やパンフレットをぜひ活用してみたい。



講師：田中 誠氏



【消費者庁委託事業】消費者トラブル110番を実施しました

「あなたの身の回りで経験した消費者トラブル、聞かせてください」
☆5件の情報提供・相談を受付
☆インターネット購入に関するものが2件、その他3件

2019年1月15日（火）10時～16時、弁護士6名で情報提供を受け付けました。

＜情報提供・相談の対象となった商品・役務＞

化粧品のインターネット購入
健康商品のインターネット購入
架空請求はがき、商品購入時のトラブル
通信販売事業者カードのアカウント停止



消費者庁イラスト集より

＜主な事例＞

- 通信販売事業者から一方的にアカウントを停止され、ポイントが全て使えなくなった。その理由を事業者に問い合わせても教えてもらえない。
- インターネット通販で痩せるガードルを購入したが、身に着けることができない。不良品でない限り一切返品できないとのことで、返品も受け付けてもらえない。
- インターネットで化粧品をお試しで申し込んだ所、定期コースの契約が条件であった。2回目の発送の前に解約をしようとしたが、電話が繋がらないなど、3回目でやっと解約できた。解約の条件が不明確。

＜今後の取扱い＞ なくす会の検討委員会で取扱いに関して検討しています。

適格消費者団体連絡協議会が3/2～3/3、広島で開催されました

開催日：2019年3月2日・3日 会場：TKPガーデンシティ広島駅前大橋
参加団体：35団体 130人（適格消費者団体⇒19団体 87人・めざす団体⇒12団体 35人
消費者庁・国民生活センター・徳島県・消費者スマイル基金⇒8人）

全体会

- (1) 消費者庁より
改正消費者契約法の解説⇒改正になる個所のポイントの説明
- (2) 被害回復訴訟関係報告
 - ・消費者支援機構日本（COJ）から東京医大受験料等返還請求訴訟に係る報告
 - ・消費者支援機構福岡から福岡大学への入学検定料相当額の返還の申入れ報告
 - ・消費者支援機構関西（KC's）から「葛の花由来イソフラボン」配合機能性表示食品の申入れ活動に対する報告
15社に申入れ 14社が返金対応（12月末日現在、16,297名に返金）。
- (3) 差止請求訴訟報告
 - ・6団体 8事例に対して各団体より概要説明
（なくす会は、(株)NTTドコモ・(株)ディー・エヌ・エーに対する差止請求訴訟について）
- (4) その他報告事項
 - ・適格消費者団体・特定適格消費者団体の役割と課題について（なくす会の池本理事長より）

第1分科会（専門委員中心）

- ・公表に係る運用について、各団体の考え方から整理した。
- ・「訴状等の請求の趣旨の立て方」「消費者契約法9条」「定期購入の表示」について

第2分科会（役員、事務局中心）

- ・各団体の財政基盤確保、更新実務や事務体制、更新時の実務、広報手段などについて共有した。
- ・事務局用のメーリングリストを作成し、日々の交流をすすめることで確認をした。

